

報酬・費用弁償の分団プールは止め、団員個人に渡すことになりました。

プール自体が違法なことだったので、当然ですが、
答弁では、現金で渡すといえます。これは、口座振込みにするべきです。
他市でもそうです。

第一、数千万円に及ぶ大金、生業で多忙な団員の方々の手を煩わせては
申し訳ないでしょう。

口座振込みなら、一度手続きをすれば、退団まで問題なしだし、
市からなら手数料もかかりません。

民生委員さんも町内会もみなそうなのですから、同じにしましょう。